

大阪府医師国民健康保険組合

医師国保 保健事業だより (2026年度) 記載内容の訂正とお詫び (正誤表)

令和8年4月に発行しました 2026年度 医師国保 保健事業だよりにおいて、掲載内容に誤りがございました。

謹んでお詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正させていただきます。

【訂正箇所】 1 ページ (1) 対象者と補助額 (税込み)

〈胃部X線検査を実施しない場合〉 【新設】

表中 対象者 組合員および組合員の配偶者 被保険者 医師国保からの補助額

●誤

〈胃部X検査を実施しない場合〉 【新設】

対象者		医師国保からの補助額	府医師会からの補助額	受診者自己負担額
組合員		35,200円	5,500円	0円
組合員の配偶者	被保険者	35,200円	5,500円	0円
	被保険者でない	0円		29,700円
35歳以上の准組合員		35,200円	0円	0円
上記を除く35歳以上の被保険者		35,200円	0円	0円

●正

〈胃部X検査を実施しない場合〉 【新設】

対象者		医師国保からの補助額	府医師会からの補助額	受診者自己負担額
組合員		29,700円	5,500円	0円
組合員の配偶者	被保険者	29,700円	5,500円	0円
	被保険者でない	0円		29,700円
35歳以上の准組合員		35,200円	0円	0円
上記を除く35歳以上の被保険者		35,200円	0円	0円

医師国保 保健事業だより

2026年度

— 目 次 —

●成人病健診のお奨め	1
●特定健診・特定保健指導	3
●歯科健診	5
●フィットネスクラブのご利用	7
●大阪府医師協同組合福利厚生事業 「ザ グラン リゾート」のご紹介	9
●医師国保からのお知らせ	10
令和8年4月から「子ども・子育て支援金制度」が始まります	10
被保険者証について	10
産前産後期間相当分の国民健康保険料の軽減措置	10
はりきゅう、あんまマッサージ療養費の 適正給付取組みについて	10
接骨院・整骨院の適正利用にご協力をお願いします!	13

大阪府医師国民健康保険組合

TEL. 06-6761-8096 FAX. 06-6761-0596

HP: <http://osaka-ishikokuho.or.jp/>

成人病健診のお奨め

① 大阪府医師会と当医師国保組合との共同事業で、それぞれが健診費用の一部を補助します。不足する場合は受診者が残額を自己負担します。

② 実施期間は通年ですが、年度内に1回だけ受診できます。

40歳以上75歳未満の当医師国保組合の被保険者は、本成人病健診かまたは特定健診（3ページ参照）のいずれか一つしか受診できません。

受診時には資格確認書・マイナ保険証（75歳以上の方は、組合員証または准組合員証）を必ずご持参ください。また、40歳から74歳までの方は特定健康診査受診券を併せてご持参ください。

令和8年度より成人病（会員）健診の内容が次のとおり一部変更となりました。

① 胃部X線検査の取扱い変更

令和7年度までは、胃部検査未実施の場合、すべて補助対象外としておりましたが、令和8年度より健康上の事由などにより胃部検査を「実施できなかった場合」の補助額を別に設けることになりました。

補助金の支払い額は胃部検査を実施したか否かで異なりますのでご注意ください。

なお、厚生労働省「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」においては、胃内視鏡検査は2年に1回となっていますが、成人病（会員）健診では会員の福利厚生観点から毎年実施された場合でも補助いたします。

② 聴力検査の追加

令和8年度より新たに「聴力検査(左右1000Hz 30デシベル以下、4000Hz 30デシベル以下)」を健診項目に追加します。

(1) 対象者と補助額（税込み）

〈全項目実施した場合〉変更なし

(2026年度)

対象者		医師国保からの補助額	府医師会からの補助額	受診者自己負担額
組合員		33,000円	5,500円	0円
組合員の配偶者	被保険者	33,000円	5,500円	0円
	被保険者でない	0円		33,000円
35歳以上の准組合員		38,500円	0円	0円
上記を除く35歳以上の被保険者		38,500円	0円	0円

★上記「組合員の配偶者（被保険者でない）」を除き、いずれも、大阪府医師会保健医療センターで受診される場合は、自己負担はありません。

〈胃部X線検査を実施しない場合〉 【新設】

(2026年度)

対象者		医師国保からの補助額	府医師会からの補助額	受診者自己負担額
組合員		35,200円	5,500円	0円
組合員の配偶者	被保険者	35,200円	5,500円	0円
	被保険者でない	0円		29,700円
35歳以上の准組合員		35,200円	0円	0円
上記を除く35歳以上の被保険者		35,200円	0円	0円